

お知らせ（予納郵券の取扱いについて）

鹿児島地方裁判所債権執行係における，債権差押命令申立ての際の予納郵便切手の内訳と額が次のとおり変更されましたので，お知らせします。

この取扱いは，令和2年4月1日申立てのものから適用されます。

（債権者・債務者・第三債務者各1名の場合）

1,145 円×1 組，1,099 円×1 組，94 円×1 組

519 円×1 組，84 円×1 組（519 円及び 84 円は陳述催告をする場合のみ）

（合計 2,941 円）

(1) 債務者が 1 名増すごとに 1,099 円を追加

第三債務者が 1 名増すごとに 1,145 円+519 円+84 円（519 円及び 84 円は陳述催告をする場合のみ）を追加

(2) 上記金額を執行費用として計上できます。

(3) 目録の枚数等により郵便物の重量が重くなった場合，不足郵便切手を追納していただく場合があります。

(4) なお. 令和 2 年 4 月 1 日申立てのものから，債権者用の陳述書写しについては，第三債務者から直接普通郵便で送付する取扱いに変更します。

つきましては，債権者宛返信用封筒を提出していただきますようお願いいたします。

鹿児島地方裁判所民事第 3 部債権執行係